

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

### 被告準備書面(26)

平成25年6月4日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 里 啓



被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 崎 政

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

伊 東 幸 太

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

兼 島 雅 仁

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

山 下 裕

(原告準備書面(30)に対する認否・反論)

#### 1 原告準備書面(30) 1について

##### (1) 同(1)について

認める。

##### (2) 同(2)について

認める。

##### (3) 同(3)について

日本では、「奄美・琉球」以外、世界自然遺産の暫定リスト入りしている地域はないとの点は不知。その余は認める。

## 2 同2について

### (1) 同(1)について

認める。

### (2) 同(2)について

認める。なお、甲C第104号証の3では「満たすものと考える。」と記載されている。

### (3) 同(3)について

認める。

## 3 同3について

争う。

自然遺産としての世界遺産一覧表記載基準（甲C第104号証の2〔2頁〕(4))では、「法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること」とされている。

つまり、世界遺産一覧表への記載には、前提条件として、国立公園の指定等といった法的措置等による保護・保全が必要となる。しかし、本件埋立事業地は、国立公園の指定等を受けていない。

また、世界遺産一覧表への記載に向けた今後の取組・手続（甲C第104号証の3〔5頁〕3)では、「科学的・専門的な観点から専門家・関係行政機関、地域関係者等との検討及び調整により推薦区域を絞り込む」とされている。

つまり、今後、推薦区域の絞り込みがなされるのであって、政府が世界遺産条約関係省庁連絡会議において、世界遺産暫定一覧表に自然遺産として「奄美・琉球」を記載することを決定したことから直ちに、本件埋立事業が公有水面埋立法4条1項1号及び同条1項2号の要件を欠くとの結論になるわけではない。

以上